

# 要介護者用おむつ使用料助成のご案内

入院中に使用したおむつ使用料の一部を助成します。

## ◆ 対象となる方（ 、 のいずれかに該当する方）

介護保険の要介護4または5の方

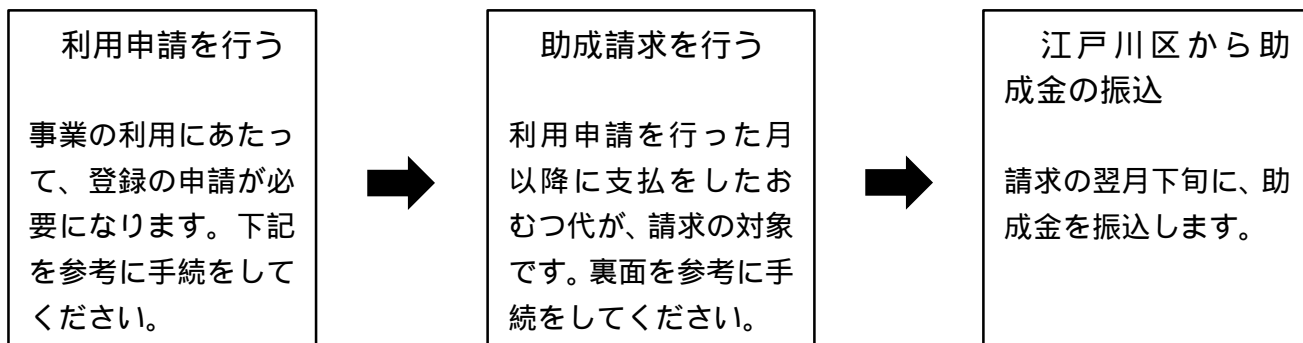
次のいずれかに該当し、医師の意見書により紙おむつの必要性が認められた方

- ・介護保険の要支援1または2の方
- ・介護保険の要介護1～3の方
- ・65歳以上の方

ただし、次の場合は対象となりません。

- 介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設等）入所（在籍）期間中の入院
- 江戸川区外に生活の場を移されている方の入院  
区外の親族宅に居住している等、江戸川区に居住実態がない場合は請求できません。
- 生活保護を受給している
- 同月に江戸川区が支給する紙おむつの現物支給を利用している
- 障害者福祉課のおむつ支給を利用している 障害者福祉課で請求してください。

## ◆ 当事業の利用の流れ



新規の方は、利用申請が必要です。直近2年以内に紙おむつの現物支給、またはおむつ使用料の助成を受けている方は、利用申請は不要です。ただし、特別養護老人ホームに入所や生活保護の受給を開始した場合など、対象要件から一時的に外れた場合や、直近2年以内に紙おむつの現物支給、またはおむつ使用料の助成を受けていない方は、利用申請が必要です。

令和8年3月以前から江戸川区が支給する紙おむつの現物支給・おむつ使用料助成を受けていた方は、利用申請は不要です。引き続き、現物支給・おむつ使用料助成を受けられます。

対象の病院（おむつの持込ができない病院）に令和8年3月以前から入院されていた新規の方に限り、令和8年3月以前のおむつ助成を請求する場合、利用申請は不要です。

## 利用申請

### ◆ 申請の際にお持ちいただくもの

1. 対象となる方の介護保険被保険者証
2. 医師の意見書（上記「対象となる方」の に該当する方のみ）

- ### ◆ 申請窓口
- 電子申請も可能です。右の二次元コードから申請できます。  
各熟年相談室・各健康サポートセンター・江戸川区役所（介護保険課相談係）



助成請求の詳細は、裏面をご確認ください。

## 助成請求

### ◆ 請求の際にお持ちいただくもの

#### 1. 病院発行の領収書等 + おむつ代がわかる領収書

病院発行の領収書におむつ代の記載がある（病院名・入院期間・おむつ代が1枚で確認できる）  
「病院発行の領収書（原本）」

病院発行の領収書におむつ代の記載がない（病院名・入院期間・おむつ代が2枚以上で確認できる）  
「病院発行の領収書（原本）」と「おむつ代がわかる委託業者・売店等の領収書（原本）」  
の2点が必要。 病院外のドラッグストア等で購入されたものは請求できません。  
受付後、領収書は申請済のスタンプを押して返却します。  
確定申告の医療費控除で申告済のおむつ代は助成できません。  
病院発行の領収書がない場合はご相談ください。

#### 2. 入院されたご本人名義の普通預金口座がわかるもの（通帳・キャッシュカード等）

ご本人がお亡くなりになっている場合は、三親等内の親族または配偶者（同世帯で事実上  
婚姻関係にある者を含む）の普通預金口座へお振込みとなります。

### ◆ 請求期限

おむつ使用月を含めて12ヵ月以内

（例）本年8月に使用したおむつ代 翌年7月31日まで請求可能。

利用申請を行った日以降に支払いした領収書が対象です。利用申請をされる前に支払済  
みの領収書では請求できません。

◆ 請求窓口 電子請求も可能です。右の二次元コードから請求できます。  
各熟年相談室・各健康サポートセンター・江戸川区役所（介護保険課相談係）



### ◆ 請求後の流れ

助成金額が決定後、対象者の口座に助成金をお振込みします。

- 助成金額……月額おむつ使用料の9割を助成（助成上限額 8,100円）。
- 振込時期……毎月月末までの請求受理分を翌月下旬に振込みます。

区のおむつ支給実績との照合等で助成金額や振込時期が変更となる場合があります。ご了承ください。

<お問い合わせ先> 江戸川区福祉部介護保険課相談係  
〒132-8501 江戸川区中央1-4-1  
電話：5662-0061